

基発第 0309003 号  
平成 16 年 3 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

### 労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、改正後の報告様式については、別紙のとおりである。

また、本改正に伴う報告様式（差し替え分）は労働基準行政情報システムに掲示する。

### 記

#### 1 中小事業主等特別加入状況報告（補 4 0 5）

A 中小事業主等の表中、「0 2 木材伐出業」欄及び「0 3 その他の林業」欄を削除する。

補405 中小事業主等特別加入状況報告

関係帳簿等 照合済印	統計責任者 氏名	局番号
---------------	-------------	-----

A 中小事業主等

業種	事業主数	家族従事者数
林業		
漁業		
11 海面漁業		
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業		
鉱業		
21 金属、非金属又は石炭鉱業		
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		
24 原油又は天然ガス鉱業		
25 採石業		
26 その他の鉱業		
建設業		
31 水力発電施設、隧道等新設事業		
32 道路新設事業		
33 ほ装工事業		
34 鉄道又は軌道新設事業		
35 建築業		
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業		
37 その他の建設事業		
38 既設建設物設備工事業		
製造業		
41 食品製造業		
42 繊維工業又は繊維製品製造業		
44 木材又は木製品製造業		
45 パルプ又は紙製造業		
46 印刷又は製本業		
47 化学工業		
48 ガラス又はセメント製造業		
49 その他の窯業又は土石製品製造業		
50 金属精錬業		
51 非鉄金属精錬業		
52 金属材料製品製造業		
53 鋳物業		
54 金属製品製造業又は金属加工業		
55 めっき業		
56 機械器具製造業		
57 電気機械器具製造業		
58 輸送用機械器具製造業		
59 船舶製造又は修理業		
60 計量器、光学機械、時計等製造業		
61 その他の製造業		
62 陶磁器製品製造業		
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		
65 たばこ等製造業		
66 コンクリート製造業		
運業		
71 交通運輸事業		
72 貨物取扱事業		
73 港湾貨物取扱事業		
74 港湾荷役業		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
その他の事業		
91 清掃、火葬又はと畜の事業		
93 ビルメンテナンス業		
94 その他の各種事業		
9405 (医薬品配置販売業)	( )	( )
95 農業または海面漁業以外の漁業		
9501 農業	( )	( )
96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		
合計		

B 一人親方等

平成 年度分

事業の種類	団体数	加入者数
個人タクシー	46条の17	
個人貨物運送業者	第1号	人
建設業の一人親方	同条第2号	
漁船による自営漁業者	同条第3号	
林業の一人親方	同条第4号	
医薬品の配置販売業者	同条第5号	
再生資源取扱業者	同条第6号	
合計		

C 特定作業従事者

作業の種類	団体数	加入者数
農従事者		
特定農作業従事者	46条の18イ	人
指定農業機械作業従事者	同条同号ロ	
訓従事者		
職場適応訓練従事者	同条第2号イ	
事業主団体等委託訓練従事者	同条同号ロ	
家内労働者		
金属等の加工の作業	同条第3号イ	
洋食器・刃物等加工の作業	同条同号ロ	
履物等の加工の作業	同条同号ハ	
陶磁器製造の作業	同条同号ニ	
動力機械等による作業	同条同号ホ	
仏壇・食器の加工の作業	同条同号ヘ	
計		
労働組合等常勤役員	同条第4号	
介護作業従事者	同条第5号	
合計		

D 海外派遣者

	事業場数	加入者数
技術協力(JICA等)		人
労働者		
代表者等		
合計		

E 加入時健康診断実施状況

	じん肺振動障害	鉛	有機溶剤	計
中小事業主等	人	人	人	人
一人親方				
特定作業従事者				
合計				